

J・ニヒトヴァイス

『メクレンブルグにおける農民追放』

Johannes Nichtweiss; Das Bauernlegen in Mecklenburg.
Ritten & Loening, Berlin, 1954, 196 Seiten.

大 藪 輝 雄

はしがき

エルベ河以東のドイツにおける農業制度の発展は、レーニンによって、農業における資本主義発達の「プロシャ型」と名付けられた道を典型的にたどったと考えられている。したがって、レーニンの所謂「二つの道」の理論を具体的に把握するために、グーツヴィルトシャフトからエンカー経営へと発展した東ドイツの農業制度を歴史的に追求することは重要な意義をもっている。

このような歴史的研究は、十九世紀末におけるG・F・クナップの劃期的な労作以来相当の成果をおさめているが、し

J・ニヒトヴァイス『メクレンブルグにおける農民追放』(大藪)

かしオスト・エルベドイツ内部における各地域の特殊性の研究とそれを基礎とした東エルベ全体に通ずる一般性の理論的・歴史的把握はまだ十分とはいえない。

この意味において、東ドイツの歴史家J・ニヒトヴァイスによって書かれた本書は、東ドイツでは「農民追放」が資本の本源の蓄積の基礎をなしたとの基本的視角から、メクレンブルグの特殊研究にもとずいて、東ドイツ全体にわたる大胆な問題提起をおこない、上記の問題解明の手がかりをつくったものとして注目すべきである。

東ドイツ全体にわたる問題を、主に理論的に取扱った本書の第一部は、さきに「歴史学雑誌」Zeitschrift für Gesch.

ichtswissenschaft, (以下 Z. f. G. と略) 1953 1/5 に発表され、わが国でも山口和男氏による紹介がなされている。(経済論叢第七十四巻第四号)

したがって本稿では、第一部については、その後のクチンスキ^(註)、ハイツの批判にふれながら若干の問題を指摘するにとどめ、メクレンブルクの具体的な問題を取扱った第二部の概括的な紹介をおこないたい。(章別構成は必ずしも原著の通りではない。)

(註) Kuczynski: Zum Aufsatz von Johannes Nichtweid über die zweite Leibeigenschaft. (Z. f. G. II/3)
J. Nichtweid: Antwort an Jürgen Kuczynski. (同上)
G. H. Heitz: J. Nichtweid, Das Bauernlegen in Mecklenburg. (Z. f. G. III/4)

一 第一部における主なる論点

著者は、まずその序文において、本書の主なる課題として「オスト・エルベドイツ、すなわちグーツヘルンシャフトの地域では、農民追放が資本の本源的蓄積の最も主要な手段であった」こと、および「東ドイツの、農業における資本主義の

発展がとった、宿命的な『プロンシャ型』の道の歴史的前提は『農民追放』によって、十九世紀の農民解放のはるか以前につくられた」(S. 7)ことの二つをあげている。

そのために彼は、みずからの研究領域としてメクレンブルクを選んだのであるが、その理由は、メクレンブルクでは、「農民追放の経過とその結果が最も明らか」(S. 7)であり、いわば農民追放が「東ドイツにとって古典的」(S. 12)におこなわれたためである。

ついで、十六世紀以降、東ドイツに広汎に形成されたグーツヴィルトンシャフトの成立の原因については、著者はクナッブ以来の諸説を検討した後、先進的な西欧諸国への穀物貿易^(註)に領主が主導的に参加していったことに求めている。

(註) ソヴェートの学者 B. Д. Греков は Крестьяне на Руси (ロシアの農民)の中で、十六世紀に東ヨーロッパで広汎におこったグーツヴィルトンシャフトの形成を、西欧への穀物輸出のみで説明する通説を、少くともロシアについては否認し、ロシアでは「農民の抑圧の増加は、都市の繁栄と社会的分業の進歩、すなわち、国内市場の拡大と結びついていた。」と述べ、他の諸国でも外国貿易の影響を検討する必要がある、としているが、この点

についてニヒトヴァイスは、東ドイツでも十五・六世紀に穀物にたいする国内市場が拡大したが、地理的条件の有利さから穀物貿易が決定的であった」と述べている。(S. 21)

このような穀物輸出のために、領主は農民を追放して直営地を拡大する。そして残った農民の賦役を強化し、労働力を確保するために、再版農奴制 *zweite Leibeigenschaft* が導入される。こうして「農奴的賦役労働にもとづく農業大経営の組織は三十年戦争後に始めて完成した。」(S. 28)

以上の如く、ニヒトヴァイスは、グーツヴィルトシャフトと再版農奴制成立の原因については、経済的要因を根本的なものとしているが、政治的・法律的要因の経済にたいする促進的作用も決して無視してはいない。たとえば、W・ヴィテイヒヤM・ポツシュがいつているように、北西部ドイツやバイエルンにも同様に穀物貿易の可能性があったのだが、そこでは、貴族にたいする領邦君主の力が東部におけるよりも強大であったため、農民は支配階級内部の闘争を自分達に有利に利用することができた。そのため農民追放はあまりおこなわれず、農民が領主の所有地を借りて経営し、収穫の一定部

分を領主に提供する「農民的マイエルレヒト」*bäuerliches Meierrecht* が成立した」と述べている。(なお、彼は西南ドイツでの穀物輸出の可能性を否定し、シュワーベンでは当時の主要な輸出品であるライ麦が生産されず、フランケン、ハッセン、ラインランドでは穀物を輸入していた、としている。) また、農民保護政策 *Bauernschutzpolitik*、ローマ法の継受 *Rezeption des römischen Rechts*、領主裁判権 *Patrimonialgerichtsbarkeit* 等が農民の状態におよぼした影響についても特別の章をさいている。

ついで著者は、生産手段にたいする農民の法的分離の程度を、領主の所有に属する農場設備 *Hofweh* の大きさによって考え、それが時代の進むにつれて増加するのは、農民の従属の増大を意味する、といっている。

最後に、グーツヴィルトシャフトの性格規定の問題については、十八世紀以来区域循環経営 *Schlagwirtschaft* の導入によつてメクレンブルグで優勢になった不自由な日備取 *lei-beigener Tagelöhner* を使用する大農場を念頭におきつつ、それが「賦役経済から資本主義的大経営への独特の移行形態」(S. 38)であり、プロシヤ型の資本主義発展の前提であると

して、一方ではグーツヴィルトシャフトを「古い経営形態、すなわち封建制への復帰」(S. 36)とするクチンスキーの説を批判すると共に、他方では、日傭取が自由な賃労働者ではなくて、ライプアイゲンシャフトの下にある点をもって、グーツヴィルトシャフトを資本主義的経営とする説を批判している。(S. 36)

二・三の問題点を指摘するならば、まず、グーツヴィルトシャフトの性格をめぐるクチンスキーとの論争では、ニヒトヴァイスが、グーツヴィルトシャフトという言葉でメクレンブルグにおいて十八世紀中期より優勢になった「不自由な日傭取にもとづく大経営」を考えているのになし、クチンスキーは、主としてブランデンブルグプロイセンを念頭におきつつ「賦役農民にもとづく大経営」を考えていることから両者の意見の相違が生じているものと思われる。

これに關聯して以下の三つの点を指摘しよう。第一に、ニヒトヴァイスにおいては、十八世紀中期よりの労働力の主軸の変更が単に主張されているのみで、この過渡期の具体的分析がなされていない。ハイツも云うように(Z. f. G. III/4 S. 649)この点の不足が本書の最も大きな弱点であろう。この点

を具体的に証明した上で、前後両段階のグーツヴィルトシャフトの性格を別々に規定しなければならぬ。第二は、東エルベにとつて、メクレンブルグとプロイセンとのいずれを典型的と考えるかの問題である。ニヒトヴァイスのように、メクレンブルグの特殊研究を何の媒介もなしに、全オスト・エルベに適用することは不当であろう。このことは、前の論文について既にクチンスキーも指摘し、(Z. f. G. II/3 S. 468)ニヒトヴァイスも『J・クチンスキーへの回答』で一応それを認めたのであるが、(Z. f. G. II/3 S. 471)本書でもこの点についての検討がなされていない。この問題は、東ドイツ各地域の特殊性の研究にもとづいて決定されなければならない。第三に、クチンスキーが、プロイセンにおいても十八世紀後半より見られるグーツヴィルトシャフトの変質過程(賦役農民の賃労働者化)をあまり考慮していないのになし、ニヒトヴァイスが、十八世紀中期以来のグーツヴィルトシャフトの変質を強調し、それを「封建経済より資本主義的大経営への過渡的形態」としてとらえているのは正当であるが、その場合過渡的形態である理由は、日傭取がライプアイゲンシャフトの下にあることに求められている。しかし、こ

のような法律的理解だけでは不十分であつて、僅かの土地をあたえられ、外部における資本主義の未発達のために自由に移動できず、したがつて領主の従屬下に立たざるを得ない農業労働者の、まさに過渡的な姿が具体的に描かれねばならない。そうでなければ、農民解放ライプアイゲンシャフトの廃止によつて、一挙に近代的な農業賃労働者が形成されるかのような誤謬に陥るのではあるまいか。

つぎに、農民追放を資本の本源の蓄積の基礎過程とする主張についてクチンスキーは、農民追放は、「たとへば古代社会にもあるルンペンプロレタリアートの創出と同様、本源の蓄積とは何の関係もない」(Z. f. G. II/3 S. 468) としてゐる。しかしこの場合にも、本質的には封建的なものである前段階のグーツヴィルトシャフトをつくりだす農民追放と、資本主義的なユンカー経営の前提条件をつくりだす農民追放とを、区別する必要があるのではあるまいか。

農場設備の問題では、ハイツは「重要な問題にたいして研究の目標を定めた」(Z. f. G. III/4 S. 645) ものとして高く評価しているが、その増大傾向については疑問をもち、また単に、農場設備にたいする「法的分離」のみでなく、農場設備

にたいする農民の処分権の程度が確認されねばならぬとしてゐる。(Z. f. G. III/4 S. 646)

最後に、グーツヴィルトシャフト成立の経済的原因については、単に外国貿易の可能性の問題のみでなく、農民自身における商品生産の成熟の程度、商品生産をめぐる領主と農民の対抗の問題が、まず最初に考えられなければならない。

二 十八世紀初頭までの農民追放

第二部では、メクレンブルグにおける農民追放の具体的経過が述べられている。

メクレンブルグは、東ドイツで農民追放が最も広汎におこなわれた土地である。(ノイフォルボムメルンやホルシュタインでも同様であった。)しかるに、ブランデンブルグ・プロイセンでは、農民追放はそれ程甚だしくはなく、十九世紀の始めには、まだ相当多数の農民地が残存していた。この相違の原因を、ニヒトヴァイスは、領邦君主と貴族階級との力関係の中に求め、彼の敘述をそこから始めている。

すなわち、プロイセンでは、領邦君主と貴族との闘争は領邦君主の勝利に帰し、十八世紀以来領邦的絶体主義 *landesh-*

erlicher Absolutismus が形成された。そしてこの絶対主義国家は、その支配機構としての官僚と軍隊の整備のために、粗税と兵士とを必要とした。だから、その源泉としての農民には、農民保護政策を遂行して、貴族の農民追放に反対したのたいし、メクレンブルグでは、領邦君主と貴族との闘争は、結局貴族の勝となり、彼等は意のままに農民追放をおこなつて、十八世紀末には「ほとんどすべての農民地を領主地にひき入れ、ほとんどすべての農民を農場日傭取に変える」(S. 51)までになった。

このような条件の下でおこなわれた農民追放を、ニヒトヴァイスは三つの時期に分けて考察している。十六世紀後半から始まる第一期、三十年戦争後の第二期、十八世紀の区域循環経営の導入と結びついた第三期がこれである。

十六世紀における穀物貿易の増大と農産物価格の騰貴とが、農民地にたいする領主の欲求を高めた。こうして農民追放の第一期が始まる。そしてこの世紀の中頃より、メクレンブルグでも、オスト・エルベの他の地方と同様に、グーツェイルトシャフトが形成された。

その際、農民の強固な土地保有権が農民追放の妨げとなつ

た。貴族達はまず、これを悪化せしめることから始める。そして、粗税の承認と引替に領邦君主に認めさせた一六二一年の法律では、農民が、文書にもとづいて、「相繼しうる借地権」erbliches Leihrecht のあることを証明しないかぎり、彼等は単なる定期小作人 Zeifpächter としてしか認められなかつた。農民達は文書によつて証明することは、ほとんど不可能だったので、貴族には無条件の農民追放権が認められたことになった。(S. 59)

農民追放によつて拡大された貴族の大農場は、より多くの労働力を要する。そのために、農民賦役の増加と農民の土地への緊縛が必要となる。かくて一六五四年の法律では、ライプアイゲンシャフトにもとづく農民の土地への緊縛が立法的に認められた。(S. 61) その場合、ローマ法学者が、農民の状態悪化に積極的な役割を果たしたことが分析されている。

農民追放の第二期は三十年戦争の後に始まる。戦争によつて荒廃した農民地を領主が併合することは、少しも妨げられなかつた。更に、戦後復帰した農民も無一物であつたから、家畜、農具、建物等を領主に依存し、そのため農民の領主にたいする従属は、ますます甚だしくなつた。こうした条件の下

では、賦役は更に強化され、農民地は領主の意のままにとりあげられた。(ただし、この時代には労働力の欠乏のため、農民地の一部分のみをとりあげることが多かった。)こうして、

「三十年戦争後にメクレンブルグでは、多くの大農場が農民地の犠牲のもとに発生した。」(S. 63)

けれども十八世紀までの農民追放は、メクレンブルグの農民階級を消滅させるまでにはいたらなかった。^(註)

このことは、貴族の「人間らしさ」によるものでは決してない。彼等は労働力としての農民の減少を恐れたのである。

だから十八世紀には、新しい経営方法の導入と共にこの必要はなくなり、農民地はほとんど消滅するにいたる。この問題に立入る前に、十八世紀初頭の農民の状態を見ておこう。

(註) たとえば、一六二八年にメクレンブルグでは(ラッツェブルグおよびシュヴェーリン教区を除く)騎士領に属する農民地と・コンサートの土地は一四三〇〇あまりであったが、三十年戦争の二十年後には一二〇〇〇であったという。(S. 63)

三 十八世紀初頭の農民の状態

他のオスト・エルベの地域と同様にメクレンブルグでも、

J・ニヒトヴァイス『メクレンブルグにおける農民追放』(大藪)

ほとんどすべての農民が不自由民として大農場に属していた。自由な農民はここでも、「白い鳥のように珍らしかった。」(エンゲルス)

大農場の所有者は、原則として土地領主 Grundherr と裁判領主 Gerichtsherr と体僕領主 Leihherr を一身に兼ねていた。メクレンブルグでは、領邦君主、貴族、教会、都市の四種の土地所有者がいて、その各々に属する土地の割合は、一七四八年に、夫々三八%、四七%、三%、十七%であった。けれども、このような区別は農民の状態には何の差異ももたえなかった。

大農場に属する土地の一部は、領主またはその小作人によって、農民賦役で自己経営され、残りは各農民に分割されて、彼等が自分で経営した。その外に共同地(牧草地、放牧地、森林)があった。耕地は、直接に領主屋敷や農民宅地に附属する菜園と、本来の耕地からなっていたが、後者は混在地制 Gemengelage をなしていたために耕作強制 Flurzwang に服さなければならなかった。

農民は経営規模にしたがって、完全農民、四分の三農民、半農民、四分一農民に分けられた。完全農民は原則として、

八〇一〇〇モルゲンの土地を耕した。

農場設備は領主の所有であった。その大きさは各地域、各村で異っていた。

農民の保有権は弱く、彼等は領主の意志によって土地を放棄しなければならなかった。しかし、普通はその息子が相続した。農民は領主に結婚の許可、手工業を学ぶための許可等を受けねばならず、またその子供達は強制下僕奉仕 *Gesindezwangsdienst* の義務を負っていた。

本来の農民と並んで、大抵の村には不自由なコサート *Leibeigener Kossat* がいた。彼等は村落の耕地の外側に土地をあたえられていた。十八世紀の初頭には、二匹の馬をもつ大コサートと馬をもたなくて牛で耕した小コサートとがいた。

村の最下層には、不自由な日傭取 *Leibeigener Tagelöhner* またはインリーガー *Einlieger* がいた。本来、インリーガーは自分の家をもたず農民の家で宿泊したところの自由労働者であった。しかし当時は、領主から小さい菜園つきの小屋をあたえられ、それにたいして僅かの賦役と貢租を支払った不自由民がインリーガーと呼ばれた。そして彼等は低額

の貨幣賃銀と現物の分前賃銀にたいして、領主の農場であらゆる種類の労働をする義務を負っていた。

この外に少数の自由農民がいた。

領主のものである土地、建物、農場設備の使用の対価として、農民とコサートとは貢租 *Abgabe* と賦役 *Dienst* の義務を負っていた。貢租は一部は貨幣、一部は現物で支払われた。騎士領に属する完全農民の賦役は、原則として毎週日二人の人間と四頭の馬、または一人の人間と二頭の牛および一人の手賦役であった。その外、都市への輸送等の臨時的な賦役がそれに加わった。更に農民は領邦君主にたいする租税や賦役をも提供しなければならなかった。

また領主は裁判権をもっていたので、農民は完全に領主の恣意の下にあった。

他方、領主は不自由民にたいして、困窮時の援助、年老いた労働能力のない者の扶養、インリーガーへの労働機会の提供等若干の義務を負っていた。

こうした事情の下では、農民は単に一匹の家畜にすぎない。したがって、彼等は直営地の労働に何等熱意をもたず、土地、建物、家畜、道具等の取扱いも不注意であり、また自己経営

地においても、貢租の増加されることを恐れて、あまり働かなかつた。だから、賦役にもとづく大経営は、生産力のそれ以上の発展の桎梏となつた。その上に、耕作強制を伴う三圃式農法も農業生産の発展を妨げた。

これは、十八世紀の間に、メクレンブルグ式区域循環経営 mecklenburgische Schlagwirtschaft の導入によつて解決された。

四 区域循環経営の成立と農民の反抗

メクレンブルグの区域循環経営は、ホルシュタインの穀草式経営 Koppelwirtschaft を導入して、メクレンブルグの諸条件に適した形に改良したものである。

ホルシュタインの穀草式経営では、すべての耕地は、その各々が生垣で囲まれた十一の囲い地 Koppel に分けられ、穀物栽培と牧草栽培が交互におこなわれた。すなわち、四―五の囲い地に、続けて穀物が播かれ、残りは数年間牧場になつた。だから、三圃式の場合のように恒常的な牧場 ständige Weide は存在しなかつた。またホルシュタインでは養畜がさかんで、穀物栽培はそれ程重要ではなかつた。

J・ニヒトヴァイス『メクレンブルグにおける農民追放』(大藪)

このホルシュタインの穀草式経営を、十八世紀の始めに、上級長官フォン・デル・リュエネが自分の農場にとり入れた。その際、メクレンブルグに適した変更が加えられた。十八世紀後半には、それがメクレンブルグの多くの農場にひろがった。H・ダーデは、新しい経営様式がメクレンブルグで決定的勝利を占めた時期を、一七九〇年と考へている。(S. 79)

この穀草式経営の特殊メクレンブルグ的形態は、七個の区域 Schlag をもち、三つには穀物が播かれ、他の三つは牧場で、残りの一つが休閑地であつた。メクレンブルグでは穀作が主であつたので、生垣による囲い込みはなされなかつた。これによつて収穫は約 $\frac{1}{3}$ の増加を示した。その外に、雑草の除去、排水、土質の改良、クローバーの乾草への加工↓畜産増加↓肥料の改善↓収穫の増大、によつて農業生産力は増加した。たとえば一七八六年に、v・ランゲルマンは、「収入は、今世紀初頭の三倍に増加した。」(S. 82)と述べている。

メクレンブルグの、この新しい経営方法は、十八世紀後半に他のドイツ諸国にひろまつた。

しかしながら、搾取社会では、生産のあらゆる進歩は同時に被圧階級の状態の悪化をもたらす。区域循環経営にもと

づく大農場の建設に際して、領主はそれまで自分の耕地と混在していた農民地を併合して、農民を以前の牧場に移転させた。そこでは、彼等は数年で没落して日傭取になっていった。さらに領主達は、賦役農民よりも貧労働者を使用する方が有利であるのに気付くにつれて、新しい農場建設の邪魔になる農民を追放^(註)して、労働力の主軸を「不自由な日傭取」に奪っていった。(この移行過程の具体的分析が不十分である。——大藪)

ニヒトヴァイスはこのような新しいタイプのグーツヴィルトシャフトを、「賦役経済と資本主義的大経営との独特の中間段階」(S. 86)と規定している。

(註) 著者は、一七五五年までに、騎士領に属する農民は約四九〇〇に減少したとして、「区域循環経営の導入に際して、農民の最大部分が追放された。」(S. 85)と結論している。

農民はこのような圧迫にたいして、賦役拒否、逃散、または暴力的な反抗を試みた。この農民の反抗は、メクレンブルグの領邦君主カール・レオポルトの、貴族にたいする闘争と結びついてその頂点に達した。K・レオポルトは農民の貴族

への反抗を、自己の目的、すなわち、絶対主義国家の形成のために利用した。

著者は当時の国際情勢との関聯の下に、都市ブルジョアと農民の蜂起にたすけられて、一七三三年におこなわれた、K・レオポルトの貴族にたいする決戦について述べている。この闘争は結局貴族の勝利に帰し、メクレンブルグでは絶対主義国家は形成されなかった。そして、貴族は農民にたいする無制限の権利を獲得した。そのため、農民追放は十八世紀の三、四十年代にその頂点に達した。

しかし、たとえK・レオポルトが勝ったとしても、農民の領主からの解放、したがって、レーニンの所謂「アメリカ型」の農業資本主義の発展が生ずると考えるのは誤りであろう。そしてまた、K・レオポルトを、無私の「農民の大公」Bar-erherzogとして示すことも誤りである。彼は単に、自己の絶対主義的目的に農民を利用したにすぎないからである。こうした領邦君主と貴族との力関係は、一七五五年に法的に固定された。

五 メクレンブルグ農業の発展と七年戦争
から十八世紀末にいたる農民追放

七年戦争では、メクレンブルグは反プロイセン同盟に加わったため、プロイセン軍とスウェーデン軍との戦場になり、農民は非常に苦しんだ。更に戦時中の貨幣の悪鑄と、貴族の破算を救済するための戦後の支払猶予令とは、信用枯渇を生ぜしめ、貴族は信用能力を得るために、あらそって区域循環経営に移った。

その後、一七七六年の支払猶予令の廃止によって、信用状態は好転し、メクレンブルグでは農業の回復期が始まる。それは更に、アメリカ独立戦争、バイエルン王位継承戦役による輸出の好転によって拍車をかけられた。このような繁栄の頂点は、フランス革命後にやってきた。所謂「メクレンブルグの黄金時代」Mecklenburgs goldene Zeit がこれである。

この時代に領主の大農場では、区域循環経営の完成、土地改良、優良種の輸入等、種々の改善がなされた。

このために農民は更に苦しんだ。というのは、領主は、農民に土地を賦与して能率の悪い賦役を徴収するよりも、農民を土地から追放して、「不自由な日傭取」の労働力を使用することに利益を感じたのであるから。

かくて十八世紀の九〇年代は「農民の虐殺」Abschlachten

J・ニヒトヴァイス『メクレンブルグにおける農民追放』(大藪)

der Bauern の時代であった。^(註) その結果、浮浪者や乞食のよ
うな農村過剰人口が形成された。

(註) 一七九四年までに、騎士領に属する農民数は約二四九

〇に減少した。この世紀の終りまでには、更に二〇〇以上の農民が追放された。(S. 121)

こうして、農民の犠牲においてメクレンブルグの農業は繁栄したが、しかし、より以上の発展は、農民や日傭取のライプアイゲンシャフトによって妨げられた。すなわち、最大の収益を得ようとする領主達には、隸民 Leibeigene にたいする災害援助や、年老いて労働力のない隸民を扶養する義務は、不生産的支出と感ぜられた。さらに、経営に興味をもたぬ不自由民の強制労働よりも、自由民の労働の方がより、生産的であった。すなわち、以前には労働力確保の手段であったライプアイゲンシャフトは、新しい諸条件の下では負担になってきた。また、過剰人口を吸収すべきマニユファクチュアの発展は、(それが当時要望されていたのであるが)ライプアイゲンシャフトと農村における工業活動の制限によって妨げられた。それ故にこの時代になると、貴族の中でも進歩的な人々は、ライプアイゲンシャフトの廃止を主張し始めた。しかるに、

これに対応する農民の下からの動きは、次に述べるように、メクレンブルグではあまり見られなかった。

六 農民の反抗と上からの農民解放

一七三三年の蜂起に敗れた後は、農民の主要な反抗の形態は逃散であった。たとえば、十八世紀の五〇年代にはロシアへの集団的な移住が生じている。他方、農民の暴力的反抗は個々の苛酷な領主に向けられたにすぎず、大衆的な農民蜂起にはいたらなかった。そのため軍隊によって簡単に鎮圧された。

バスチーユの報知が、ラインランドやシュレージエン、更にザクセンに農民一揆を惹き起したにも拘らず、メクレンブルグはその圏外にあった。

しかし、フランス革命はメクレンブルグの大土地所有者を恐怖にまきこんだ。彼等は、メクレンブルグの農民がフランス農民の模範にならうことを恐れたのである。そして、一七九五年と一八〇〇年に、フランス革命の影響の下に都市平民が暴動を起した時には、これらは軍隊によって直ちに鎮圧されたにも拘らず、貴族の恐怖は頂点に達した。彼等は、今や

ライプアイゲンシャフト廃止の時期が来たことを知った。たとえば、一七九二年にH・F・ベカーは、改革の道と革命の道の二つの可能性について次のように述べている。「二つの場合のうちどちらかが、おそかれはやかれ、きつと来るだろう。自由人が隸民 *Untertan* に自由をあたえるか、さもなければ隸民がみずからそれを獲得するか。第一の場合が起れば、われわれの力で隸民に法律をあたえ、更に、彼等の自由をわれわれの利益に転ずることができる。しかし第二の場合には、われわれはすべてを失う危険にさらされる。」(S. 141)と。

メクレンブルグにおける農民解放は、農民とブルジョアジエの弱さのために、十九世紀初頭、革命によってではなくて改革によってなされた。この改革は、農民追放の強力な続行であった。そして、それは農業における資本主義発展のプロシヤ型のために、自由な道をつくり出した。